

〔研究ノート〕

中小企業の会計基準について（２）

榊 岡 源一郎  
渡 邊 圭

1. 資本取引と損益取引の範囲

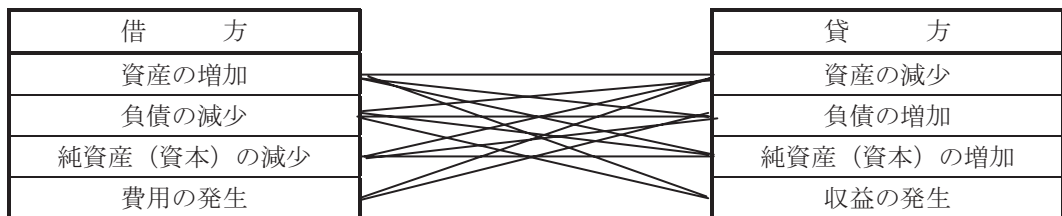
資本取引と損益取引を述べる前に「取引」について整理する。

取引とは、人間の行為によって発生する。経済学者のミーゼスによれば「行為とは、意思を実行して手段に変えることであり、目的や目標を伴った反応をすること」<sup>(1)</sup>と述べている。企業の経済活動は、企業理念や経営方針を抜きに考えると利益を獲得することが目的であり、各々の企業が設定した目標を達成する手段として取引が存在するのである。企業の立場からいうと取引とは、取引当事者間の契約に基づいて行われる商行為であり、商品等の売買、役務の提供や労働契約等がこれに該当する。

会計上の取引は、上述した取引概念よりも狭義である。企業会計では、企業の経済活動のうち、貨幣的に評価できる取引のみを取り扱うのである。そうすると、会計上の取引は原因の如何を問わず、企業に帰属する資産・負債・純資産に増減をもたらす一切の事象をいうのである<sup>(2)</sup>。

会計上の取引には、交換取引、混合取引、資本取引と損益取引があり、これは取引の八要素の考え方から分類される。これを図にすると次のようになる。

図1 「取引の八要素」



取引の八要素でいうと、純資産（資本）が減少して、収益が発生する取引、費用が発生して純資産（資本）が増加する取引、費用が発生して収益が発生する取引はないという考え方になる。

取引の八要素のうち、交換取引とは、資産、負債及び純資産（資本）を構成する科目の

(1) 村田稔雄 訳『ヒューマン・アクション—人間行為の経済学』春秋社 平成20年12月 p.15  
Ludwig, Von, Mises., *Human Action: A Treatise on Economics*, Fourth Edition, Liberty Fund, 2007.  
(2) 神戸大学会計学研究室『会計学辞典 第6版』同文館 平成19年8月 p.930

内部で増減する取引をいう。例えば、掛け代金の回収又は支払いや現金の借入れ等がこれに該当する。混合取引とは、資産、負債及び純資産（資本）を構成する科目が増減することによって、収益又は費用が発生する取引をいう。例えば、借入金の返済に伴う利息の支払いが発生した場合や手形の割引等がこれに該当する。このように、交換取引や混合取引の定義について確立されているが、資本取引と損益取引については様々な見解がみられる。

資本取引は、株主による拠出、給付または払戻しによる株主資本そのものを原因として増減変化を生じさせる取引である。一方、損益取引は、資産の運用や負債の増減による収益費用の増減取引であり、その結果から期間利益が計算される。しかしながら、期間利益から利益剰余金への振替の取引は資本取引と損益取引のどちらに該当するかという疑問がでてくるのである。

ここで、期間利益から利益剰余金への振替についての見解を以下に示し、また、資本取引についても触れることにする。

表1 「主な資本取引と損益取引の見解」

論 者	主 張
山下勝治	資本取引は、資本金・資本剰余金の増減取引であり、期間利益から利益剰余金の振替は含まれない。期間利益から利益剰余金の振替は資本取引ではない。
丹波康太郎	資本取引は、資本金・資本剰余金・利益剰余金の増減取引である。
中村 忠	資本取引は、資本金・資本剰余金の増減取引と期間利益の利益剰余金の振替による取引である。繰越利益剰余金を処分して積立金の積立による利益剰余金の変動は資本取引ではないと主張しつつも、この取引も広義の資本取引として主張している。
新井清光	資本取引は、狭義の意味で資本金・資本剰余金の増減取引（転換社債も含む）であり、広義の意味では利益剰余金の増減取引も資本取引であると主張。
武田隆二	資本取引は、資本金・資本剰余金・利益剰余金の増減取引である。
寫村剛雄	資本取引は、資本金・資本剰余金・利益剰余金の増減取引である。
黒沢 清	資本取引は、資本金・資本剰余金の増減取引であり、期間利益から利益剰余金の振替は含まれない。期間利益から利益剰余金への振替は資本取引ではなく損益取引である。

出所：山下勝治『会計学一般理論—決定版— 12版』千倉書房 昭和49年6月 p.26

丹波康太郎『資本会計』中央経済社 昭和32年3月 pp.13~19

中村 忠『資本会計論 増訂版』白桃書房 昭和50年6月 p.8

新井清光『資本会計論』中央経済社 昭和40年1月 p.38

武田隆二『最新 財務諸表論 第11版』中央経済社 平成21年1月 p.117

寫村剛雄『新 体系 会計諸則精説 5版』中央経済社 昭和50年 p.42

黒沢 清『新企業会計原則訳解』中央経済社 昭和54年 p.130

山下勝治教授は、資本と利益を処分不可能と処分可能とに剰余金を区別し、損益取引から生じた期間利益が利益剰余金に振り替えられることから、期間利益から利益剰余金への振替を損益取引としている<sup>(3)</sup>。

一方で、中村忠教授によれば、期間利益から利益剰余金への振替までを損益取引にしてしまうと収益及び費用の増減取引と規定できないとして、期間利益から利益剰余金への振替を資本取引としている<sup>(4)</sup>。

前者と後者の考え方であれば後者の考え方をとる。資本を株主資本という広義の概念で考えれば、剰余金の配当や自己株式の処分（その他資本剰余金が負の値を示したとき）等についても説明ができるのである。

この他に、企業会計原則注解2では資本取引と損益取引の区別について以下のように示されている。

「(1) 資本剰余金は、資本取引から生じた剰余金であり、利益剰余金は損益取引から生じた剰余金、すなわち利益の留保額であるから、両者が混同されると、企業の財政状態及び経営成績が適正に示されないことになる。従って、例えば、新株発行による株式払込剰余金から新株発行費用を控除することは許されない。

(2) 商法上資金準備金として認められる資本剰余金は限定されている。従って、資本剰余金のうち、資本準備金及び法律で定める準備金で資本準備金に準ずるもの以外のものを計上する場合には、その他の剰余金の区分に記載されることになる。」

このように、企業会計上、資本取引と損益取引の区別をしなければならない規定があり、区別に関する重要性を示している。これだけみれば、資本取引と損益取引の区別が図られたように見えるが、1つ問題となる取引がある。それが、債務免除による取引である。

企業は、資金の調達手段として金融機関等で借入れを行うケースがある。また、中小企業では、経営者個人が借入れを行い、その資金を会社に投下して運営する企業も存在する。この場合、「役員借入金」等の負債が増加する。我が国では、金融機関から資金を調達する際に決算書を参考資料に用いるケースがあり、そこでは、自己資本比率等の基準を用いて金融機関は中小企業に対して資金援助をするのである。

ここで、我が国の中小企業と全企業の負債及び株主資本の割合を以下に示す。

---

(3) 山下勝治『会計学一般理論—決定版—13版』千倉書房 昭和54年3月1日 p.26

(4) 中村忠『資本金論 増訂版』白桃書房 昭和50年6月 p.7

表2 「平成24年度の中小企業の負債及び株主資本」

単位：百万円

項 目		金 額	割 合
負 債	支払手形及び買掛金	51,028,778	12.86%
	短期借入金（金融機関）	34,572,244	8.71%
	短期借入金（金融機関以外）	14,846,356	3.74%
	リース債務（流動）	573,026	0.14%
	その他の流動負債	37,148,776	9.36%
	社 債	4,320,255	1.09%
	長期借入金（金融機関）	90,308,014	22.76%
	長期借入金（金融機関以外）	18,412,510	4.64%
	リース債務（固定）	1,165,933	0.29%
	その他の固定負債	18,412,510	4.64%
株主資本	株主資本	126,044,623	31.76%
負債及び株主資本の合計		396,833,025	100.00%

出所：中小企業庁「2012年度中小企業実態基本調査」平成24年により作成

表3 「平成24年度の我が国全企業の負債及び株主資本」

単位：億 円

項 目		金 額	割 合
負 債	支払手形及び買掛金	1,672,697	11.45%
	短期借入金（金融機関）	1,633,389	11.18%
	引当金等（流動）	98,979	0.68%
	その他の流動負債	1,531,773	10.49%
	社債	550,504	3.77%
	長期借入金（金融機関）	2,964,639	20.30%
	引当金等（固定）	379,176	2.60%
	その他の固定負債	736,939	5.05%
株主資本	株主資本	5,037,284	34.49%
負債及び株主資本の合計		14,605,380	100.00%

出所：財務省「2012年度法人企業統計年報」平成24年により作成

この割合を見てみると、中小企業では短期借入金と長期借入金は合わせて39.85%であり、全企業ベースでは、31.48%となっている。我が国の全企業ベースを基準としてみると中小企業の借入金による負債の割合は多いことがわかる。また、金融機関以外の借入金は表2をみると短期・長期合わせて全体の8.38%を示しており、この中には経営者個人の借入金を自社に投下し、企業は役員からの借入れとして処理された分も含まれる。

このような、役員借入金（株主借入金）は企業が経営者に返済義務があるものの、資本と経営が一致している中小企業にとって、経営者は自社からの返済を免除することもできる。例えば、企業に役員借入金が5,000万円あり、借入金を現物出資として株式を発行した場合の資本金を2,000万円とする。そうすると、その差額である3,000万円が債務免除益として処理される。いわゆる債務の資本化（デット・エクイティ・スワップ）取引である。

#### 債務者側

(借方) (役員借入金)	5,000	(貸方) (資本金)	2,000
		(債務免除益)	3,000

#### 債権者側

(借方) (有価証券)	2,000	(貸方) (役員貸付金)	5,000
(債権譲渡損)	3,000		

中小企業の自己資本が増加することによって金融機関の融資がより円滑に行えるようになるため、債務の資本化をする企業も少なくないのである。

しかし、企業会計原則や「基本要領」に示されている資本取引と損益取引の区別が上記の債務者側の会計処理を見ると区別されずに混同していることがわかる。

企業会計上の考え方では、資本取引と損益取引は区別すべきであるからデット・エクイティ・スワップ取引の債務免除益勘定以外に妥当な貸方勘定について検討する余地があるだろう。

一般に、債権者からの債務免除は、企業に欠損の累積が生じこれを補填するために行われる<sup>(5)</sup>。債務免除を行う目的を、資本補填のような資本維持論という立場から経営政策的に考えるのか、それとも欠損金控除という事実的な考え方をとるにしても1つの継続企業の遂行という目的には変わりなく、前者をとれば貸方項目は資本剰余金となるし、後者をとれば債務免除益ないし利益剰余金となる。

平成14年10月に企業会計基準委員会が「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下、DES実務対応報告とする）を公表した。ここでは、会計処理の考え方として「債権者がその債権を債務者に現物出資した場合、債権と債務が同一の債務者に帰属し当該債権は混同により消滅する（民法520条）ため、支配が他に移転したかどうかを検討するまでもなく金融資産の消滅の認識要件を満たすものと考えられる（金融商品会計基準第8項及び第9項）。したがって、債権者は当該債権の消滅を認識するとともに、消滅した債権の帳簿価額とその対価としての受取額と

(5) 新井清光『資博会計論』中央経済社 1965年1月 p.177



の差額を、当期の損益として処理することとなる」と示されている。

一方で、企業会計原則についてはこれらの考え方と少し異なるのである。それは、債務免除を資本補填目的であれば資本剰余金（その他資本剰余金）として取り扱う考え方があるのである。これは、旧企業会計原則の注解7に示されており、現在の企業会計原則では資本剰余金を「株式払込剰余金、減資差益、合併差益等」から構成されると注解19に規定されている。この「等」のなかには債務免除益が含まれていると考えることもできるし、債務免除益は会益上の利益になるから除外したとも考えられる。確かに欠損金の控除を目的とするのであれば継続企業を構成する資本の一部とは考えにくく、会計上利益ないし利益剰余金になることが妥当であろう<sup>(6)</sup>。一方で資本補填目的であれば、継続企業の資本を構成すると考えられ、資本剰余金になると考えられる<sup>(7)</sup>。つまり、株主や債権者という「誰」からの出資というよりも、「出資の目的」から資本又は利益ないし利益剰余金を構成するか考えなければならないのである。しかし、債務免除を資本補填と欠損金控除の区別する客観的な基準はなく、取引当事者の主観的判断となるのである。そこで、次にデット・エクイティ・スワップ取引の性質について考察する。

## 2. デット・エクイティ・スワップ取引の性質

まず、デット・エクイティ・スワップ取引の必要性について考えていきたい。この取引は、債務を株式化することで、債務者は金利の支払い及び元本の返済の軽減によるキャッシュ・フローの改善を図ることができ、債権者にとっては金利収入を失うものの、債務者からの配当や株式売却による資金回収が行えるのである。

債権者、債務者にとって双方にメリットがあり、特に経営不振企業にとって債務が減少することは経営の回復に期待ができる。デメリットは、企業が倒産した場合に配当や売却による資金の回収ができなくなる可能性である。

デット・エクイティ・スワップ取引は、手続上、現金振替法と現物出資法がある。現金振替法は、債権者が債務者となる企業に増資による資金の払い込みをして株式を発行し、債務者は、払い込まれた資金を返済に充当する方法である。この方法について公認会計士の久保田浩文氏は、「先に増資を実施するため、債務超過時点での株式発行価格が問題となる。仮に普通株式のみを発行している会社が債務超過時点で株式を発行すると、発行価格が低い場合、債権者に対して多数の株式を発行することになる」<sup>(8)</sup>と実務面での問題を指摘している。

一方で現物出資法は、債権者が現物で出資を行い価値相当分の株式を発行する方法である。そこで、株式の発行価額であるが、デット・エクイティ・スワップは会社の財務内容が悪い時に行われることが多く、債権の評価額はその債権の券面額を下回る<sup>(9)</sup>。そこで、債権の評価額を発行価額とするか、債権の券面額を基準とすべきか問題が生じる。前者の考え方は評価額説であり、後者の考え方を券面額説という。会社法207条によって現物出

(6) 新井清光 同上書 p.179

(7) 武田隆二『平成17年度版 法人税法精説』森山書店2005年8月 p.199

(8) 久保田浩文「デット・エクイティ・スワップ」『税務弘報』vol.54/no.15中央経済社 平成18年12月 p.36

(9) 同上論文 p.36

資の評価額についての定めが規定され、会社計算規則14条に「給付を受けた日における価額」という現物出資の評価額算定の定めが規定されている。このことから、会社法上では、評価額説を採用しているのである。債権の評価方法は、一般的に回収可能額によって評価する。回収可能額の算定は、以下のとおり行う。

- ① 資産評価基準に基づいて資産評価を行い、その評価額を基礎とした再生企業の実態貸借対照表の債務超過額
- ② 債務処理に関する計画における将来の損益の見込み等

出所：国税庁 URL

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/050630/02.htm>

例えば、債務超過額が△150,000円あり、将来の損益見込みが+60,000円があり、額面120,000円の債権についてデット・エクイティ・スワップをした場合、回収可能額は120,000円－（150,000円－60,000円）＝30,000円となる。

図2 「実態貸借対照表」

実 態 貸 借 対 照 表

評価後資産	50,000	借入金	80,000
将来損益見込み等	60,000	DES借入金	120,000
差引回収不能額	90,000		
	200,000		200,000

このように、デット・エクイティ・スワップの対象となる借入金のうち90,000円が回収不能と計算され、回収可能額は30,000円となる。また資産評価については、監査法人、公認会計や税理士等によって行われる<sup>(10)</sup>。

法人税法上では、平成17年の税制改正により企業の再建を支援する目的で、民事再生法の再生計画認可の決定等又はこれに準ずる再建計画の合意があった場合に、債務者である法人について、その有する資産の評価損及び評価益の計上を行い、損金・益金に算入することができるようになった。また、この制度の適用を受ける場合には、繰越欠損金のうち青色欠損金等以外の欠損金を優先して控除（債務免除益等の額を限度）をすることができるようになったのである。

また、平成18年の税制改正によって、デット・エクイティ・スワップ取引による債務免除益も、欠損金額の控除に充てられることになったのである。内容は以下のとおりである。

法人に対し債権を有する者からその債権につき債務の免除を受けた場合にその債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合でその消滅した債務に係る利益の額が生ずるときを含むこととされ、債務の免除を受けた金額にその消滅した債務に係る利益の額を含むこ

(10) 資産評価基準については、整理回収機構の「再生計画における『資産・負債の評価基準』」を参照されたし。

としたのである（法人税法59条，1項，2項）。

デット・エクイティ・スワップ取引が行われるのは一般的に企業を再生する状況においてと考えられるが，そのような状況の下で行われるデット・エクイティ・スワップは，債務超過を解消し財務状態を改善するための手段のひとつと考え，債務の免除と同様の効果をもたらすものと考えられる。そこで，会社更生等の法的整理及び一定の私的整理の場合において，デット・エクイティ・スワップ取引による債務消滅益が生ずるときは，その債務消滅益を債務免除益と同様に扱い繰越欠損金額の損金算入の対象としたものである<sup>(11)</sup>。

このことから，法人税法上では，欠損金控除による企業支援という政策的な目的から債務免除益という処理を推奨していると考えられる。

### 3. 資本取引と損益取引「区分」概念の崩壊

上述した，デット・エクイティ・スワップ取引のように資本取引と損益取引の区別が近年崩壊しつつある。その根本にあるのは平成17年に旧商法から会社法に改正がなされたことである。

会社法に改正された背景には，旧商法の片仮名表記から平仮名表記に改め条文を見やすくすること，商法，有限会社法，商法特例法の統合，法規の適用関係や規定の実質的意義の明確化にあった<sup>(12)</sup>。旧商法が財産計算から損益計算の会計思考を取り組んできたのは，昭和37年の改正のときである<sup>(13)</sup>。ここでは，旧商法と会社法の資本金の額に関する規定を見ていく。

旧商法284条2項には，「会社ノ資本ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外発行済株式ノ発行価額ノ総額トス」と示されている。この条文から，株式会社の資本金を発行価額により示さなくてはならない。一方で，会社法445条では「株式会社の資本金の額は，この法律に別段の定めがある場合を除き，設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする」と示されている。この条文では，払込又は給付をした財産という文句があることから，株式会社の資本金を発行価額で示す義務はないという解釈をすることができるのである。

双方の条文の相違点はこれ以外にもあり，旧商法では「資本」になっているが，会社法では，「資本金の額」と示されている。

このような相違が会計上問題となることがある。「発行価額」と「払込金額」では会計にとって重要な問題を生じさせるのである。例えば，株式の発行価額が100円で，それに要した株式発行費用が10円だとすると，旧商法では資本金の額を100円と示すが，会社法では実際に払い込まれた90円を示すことになる。これを仕訳すると以下ようになる。

(11) 財務省「平成18年度 税制改正の解説」平成18年7月 pp.287~288

(12) 郡谷大輔「会社法の制定の背景とその改正内容について」商業教育資料80号『実教出版』平成21年1月 pp.6~7

(13) 企業の資産評価における原価主義の考え方や引当金の計上規定等が導入されたのである。しかしながら，企業会計原則と旧商法の考え方は必ずしも一致しているものではなかった。



発行価額による仕訳（旧商法に準ずる方法）

（借方）	（現金預金）	100	（貸方）	（資本金）	100
	（株式交付費）	10		（現金預金）	10

払込金額による仕訳（会社法に準ずる方法）

（借方）	（現金預金）	90	（貸方）	（資本金）	90
------	--------	----	------	-------	----

上述したように、会計上の原則として資本取引と損益取引は区別しなければならない。旧商法に準ずる方法によれば、株式の発行による資本取引と株式発行費用の支払いという損益取引が区別されているのがわかる。このような旧商法に準ずる会計処理を行えば、株式の発行と株式発行費用の支払いを別の取引として認識するが、会社法に準ずる会計処理によれば、株式の発行と株式発行費用の支払いという取引が区別されず、純額により混同されてしまっているのがわかる。

企業会計原則注解2で示されていることからわかるように、このような混同は会計上認められないのである。しかし、会社法では払込価額を資本金の額とすると示していることから、この規定は明らかに企業会計原則に違反していることになる。

現行の会社法では、資本金が1円でも払込みがあれば会社の設立が可能となるが、仮に、発行価額が1円で、設立費用が100円かかった場合、理論上は払込価額が-90円となり資本金がマイナスを示すことになるという問題が生じるだろう。この問題について、武田隆二教授<sup>(14)</sup>や酒井治郎教授<sup>(15)</sup>も指摘している。こうなると、資本取引と損益取引の区別の原則は崩壊ないし曖昧になり、この原則の崩壊が進めば、会計の役割は終焉を向かえることになるだろう。

#### 4. 中小企業の会計基準について

中小企業の会計基準、特に「基本要領」について考察をしていきながら今日における企業会計の問題点を指摘してきた。我が国では、企業会計原則を基盤として種々の会計基準（税法も含む）に準拠しながら企業は会計行為を行ってきた。しかしながら、会社法等の規定と会計規範が衝突し、会計原則の効力が希薄化する場面がみられる。これは、旧商法時代からこれらの衝突は続いており、今後もこのような事象は生じると予想される。

「基本要領」は企業会計原則に基づいて中小企業の会計基準として作成されたと考えられるが、あるべき中小企業の会計基準として存在するためには整理が必要である。その1つが資本取引と損益取引の区別である。上述したように、中小企業では法人税法に準拠して会計処理を行っていた経緯があり、原則等に反するが、政策的な配慮から認められた会計処理も法人税法には存在する。デット・エクイティ・スワップ取引は、資本取引と損益取引の混同した取引である。

税法上の取り扱いとして金子宏教授が「法人税法の解釈としては、資本等取引と損益取引を峻別して、これらの取引も資本等取引であるからそこから損益は生じないと解する考え方もありうるが、ここでは、著者のかねての持論に従って、これらの取引は資本等取引

(14) 武田隆二『新会社法と中小会社会計』中央経済社 平成18年7月 p.113

(15) 酒井治郎『資本制度の会計問題—商法・会社法に関連して』中央経済社 平成18年10月 pp.167-169

と損益取引の混合取引であるから、損益取引の要素からは損益が生ずると考えて課税を行うべきである」<sup>(16)</sup>と述べている。

会計上においても、混合取引という用語はあるが金子宏教授の言う、それとは異なる。このようなデット・エクイティ・スワップ取引が中小企業で行われる理由は多々あるだろうが、その1つとして金融機関からの融資アプローチによって行われる場合がある。政府から平成14年2月に「早急に取り組むべきデフレ対策」が発表され、中小企業や零細企業等の債務者区分の判断に係る金融検査マニュアルの具体的な運用例を作成・公表することが示された。そこで、平成14年6月に金融庁が債務者の経営実態の把握向上に資するため、金融検査マニュアルの中小企業や零細企業等の債務者区分の判断に係る検査ポイント及び検証ポイントの運用例を示した「金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編]」（以下、金融検査マニュアル別冊とする）が公表された。この金融検査マニュアル別冊は平成26年1月に改訂がなされ、債務者への働きかけの度合いを重視して、債務者区分の判断等を行う点が改訂の主な内容となる<sup>(17)</sup>。

金融検査マニュアル別冊には、融資する際の債務者区分を以下のような検証ポイントを設定している。

「① 中小・零細企業は総じて景気の影響を受けやすく、一時的な収益悪化により赤字に陥りやすい面がある。

② 自己資本が大企業に比べて小さいため、一時的な要因により債務超過に陥りやすい面がある。

③ 中小・零細企業に対する融資形態の特徴の1つとして、設備投資資金等の長期借入を短期借入に借換えの形で融資しているケースがみられる。」

上記で示した内容を配慮して検証ポイントが作成されるのである。その検証ポイントのうち「企業の実態的な財務内容」には「代表者等からの借入金等については、原則として、これらを当該企業の自己資本相当額に加味することができるものとする」示されている。これは、代表者等が返済を要求する場合はこの限りではないため、「原則」という文句が示されたものと考えられる。

このことから、金融機関の債務者区分について行われる検証マニュアルの項目の中にはデット・エクイティ・スワップ取引を行わせるような査定項目があり、中小企業の経営者からすれば、金融機関の融資検査マニュアルに記載されている項目は融資を円滑に行うために自己査定を実施するであろう。そうすると、中小企業は金融機関からの資金調達が行われるため、デット・エクイティ・スワップ取引が全ての中小企業について会計処理をする可能性があるのである。

代表者等の借入れを資本とみなすことで、財務内容が改善された2つの事例が金融庁の「パンフレット『中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識』」に示されている<sup>(18)</sup>。1つは大震災による津波被害から冷凍倉庫が全壊し、債務超過に転落したため新規融資を受け

(16) 金子宏『租税法 第16版』弘文堂 平成23年4月 p.279

(17) 詳細は金融庁が公表した「金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編]」を参照されたし。

(18) 詳しくは金融庁の URL: <http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/nattoku.pdf> を参照されたし。

て財務内容が改善されたという冷凍倉庫業者である。2つめは、急激な円高により採算性が悪化して債務超過となり、債務超過に転落したため新規融資を受けて財務内容が改善されたという精密機械製造業者である。

中小企業の会計基準について考えるとき、デット・エクイティ・スワップ取引のように、資本取引と損益取引が混同するような会計処理についても考慮しなくてはならないと考える。ペイトン、リトルトン両教授によれば、「会計諸基準は、厳密な表題、細分類の程度および見積の詳しい方法などより、基礎的な概念と会計上の事実を提示する場合の一般的な態度とを問題とするべきである」<sup>(19)</sup>と述べている。また、両教授は「剰余金は、剰余金から資本勘定への振替またはその逆によって払込資本と混合されないことが望ましい。その区別は法的な観点からも重要である」<sup>(20)</sup>と述べている。

デット・エクイティ・スワップ取引は会計原則の一般原則を揺るがす重要な取引であるため中小企業の会計基準、特に「基本要領」で何らかのアプローチは必要になるであろう。基本原則に反するようなことがあれば、それを示す企業会計原則注解のような項目が「基本要領」にあっても良いと考える。中小企業の会計基準は一度会計の原点に振り返り、資本取引と損益取引を整理する必要があるのではないだろうか。

## 5. 結 び

本稿は、中小企業の会計基準の1つである「中小企業の会計に関する基本要領」の一般原則項目のうち、資本取引と損益取引の区別（本要領の利用上の留意事項に記載）について考察をした。資本取引とは、資本金・資本剰余金の増減取引と期間利益から利益剰余金への振替による取引であり、積立金の積立による利益剰余金の変動も広義の意味で資本取引とし、損益取引とは、収益および費用の増減変化する取引と定義する。

企業会計上の考え方では、資本取引と損益取引は区別すべきであるからデット・エクイティ・スワップ取引から生じる債務免除益勘定以外に妥当な貸方勘定について検討する余地があることがわかった。デット・エクイティ・スワップ取引の目的が欠損金の控除であれば継続企業を構成する資本の一部とは考えにくく、会計上利益ないし利益剰余金になることが妥当であり、一方で資本補填目的であれば、継続企業の資本を構成すると考えられ、資本剰余金になると考えられる。つまり、株主や債権者という「誰」からの出資というよりも、出資の目的から資本又は利益ないし利益剰余金を構成するか考えなければならないのである。しかし、欠損金控除目的と資本補填目的をどのように区別して判断するかの基本は明確ではない。

金融庁マニュアル別冊の金融機関の債務者区分について行われる検証マニュアル項目の中にはデット・エクイティ・スワップ取引を行わせるような査定項目があり、中小企業の経営者からすれば、金融機関の融資検査マニュアルに記載されている項目は融資を円滑に行うために自己査定を実施するであろう。そうなると、中小企業は金融機関からの資金調

(19) 中島省吾 訳『会社会計基準序説』森山書店 昭和54年8月 p.7

William A. Paton&A. C. Littleton. *An Introduction to Corporate Accounting Standards.*, American Accounting Association, 1940.

(20) 同上書 p.176

達が主に行われるため、デット・エクイティ・スワップ取引が全ての中小企業について会計処理をする可能性がある。

また、旧商法に準ずる方法によれば、発行価額を資本金額とするため株式の発行による資本取引と株式発行費用の支払いという損益取引が区別できるが、会社法に準ずる方法によれば、払込価額を資本金の額とするため、株式の発行による資本取引と株式発行費用の支払いという損益取引が純額により混同されてしまい資本取引と損益取引の区別が現行会社法において曖昧になっている。

ペイトン、リトルトンの両教授は、剰余金は、剰余金から資本勘定への振替またはその逆によって払込資本と混合されないことが望ましく、その区別は法的な観点からも重要であると指摘しており、このような意見は中小企業の会計基準等の構成に役立つであろう。

会計の基本原則に反するようなことがあれば、それを示す企業会計原則注解のような項目が「基本要領」にあっても良いと考える。中小企業の会計基準は一度会計の原点に振り返り、資本取引と損益取引を整理する必要であるのではないかと考える。

※各項目について討議をしながら進めたが、全ての章にわたって渡邊がまとめたものである。

(受理日：平成26年7月23日)

(校了日：平成26年8月22日)

## 〔抄 録〕

本稿では、中小企業庁が公表した「中小企業の会計に関する基本要領」の一般原則項目のうち、資本取引と損益取引の区別（本要領の利用上の留意事項に記載）について考察をした。

企業会計上の考え方では、資本取引と損益取引は区別すべきであり、資本取引と損益取引が混同しているデット・エクイティ・スワップ取引のような取引が生じた場合に企業会計では、株主や債権者という「誰」からの出資というよりも、出資の目的から資本又は利益ないし利益剰余金を構成するか考えなければならない。

金融庁マニュアル別冊の金融機関の債務者区分について行われる検証マニュアル項目の中にはデット・エクイティ・スワップ取引を行わせるような査定項目があり、中小企業の経営者からすれば、金融機関の融資検査マニュアルに記載されている項目は融資を円滑に行うために自己査定を実施するが想定される。そうなると、中小企業は金融機関からの資金調達为主に行われるため、デット・エクイティ・スワップ取引が全ての中小企業について会計処理をする可能性があるのである。

また、旧商法に準ずる方法によれば、発行価額を資本金額とするため株式の発行による資本取引と株式発行費用の支払いという損益取引が区別できるが、会社法に準ずる方法によれば、払込価額を資本金の額とするため、株式の発行による資本取引と株式発行費用の支払いという損益取引が純額により混同されてしまい資本取引と損益取引の区別が現行会社法において曖昧になっている。

ペイトン、リトルトンの両教授は、剰余金は、剰余金から資本勘定への振替またはその逆によって払込資本と混合されないことが望ましく、その区別は法的な観点からも重要であると指摘しており、このような意見は中小企業の会計基準等の構成（取引概念や会社法との調整を考慮するとき）に役立つと考える。